

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和7年1月14日

収支等命令者

佐賀県総務部行政デジタル推進課長 土 井 慎 一

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達名称及び数量 佐賀県ガバメントクラウド共通機能運用管理補助業務委託 1式
- (2) 契約の仕様 佐賀県ガバメントクラウド共通機能運用管理補助業務委託仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和12年3月31日まで
- (4) 納入期限 契約締結の日から令和7年3月31日まで
- (5) 納入場所 佐賀県総務部行政デジタル推進課が認めた場所

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方公共団体情報システム機構から提供されている LGCS 運用管理補助者協力企業リストに登録されていること。(公告日時点)
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。) でないこと。

(5) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

(6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

(7) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札手続に関する事項

(1) 担当部局

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県総務部行政デジタル推進課 情報監理担当（新館6階）

電話番号 0952-25-7038

電子メールアドレス network@pref.saga.lg.jp

(2) 入札関係様式の交付期間及び方法

令和7年1月14日（火）から令和7年1月22日（水）まで佐賀県ホームページ（<https://www.pref.saga.lg.jp/>）に掲載する。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、競争入札参加資格確認申請書、営業概要書、会社概要資料（パンフレット等）、誓約書及び担当者届をイの期限までに(1)に郵送し、又は持参し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。郵送による場合は、書留郵便により、「佐賀県ガバメントクラウド共通機能運用管理補助業務委託に係る書類在中」と封書の表に朱書きし、提出期限までに必着のこと。

競争入札参加資格確認申請書を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した辞退届を書面で提出すること。

イ 提出期限

令和7年1月22日（水）午後5時（郵送の場合には、書留郵便により提出期限までに必着のこと。）

期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和7年1月24日（金）までに通知する。

(4) 入札等に対する質問書の受付等

本契約の内容及び入札手続等に関する質問については、質問書に質問内容を記載し、令和7年1月17日（金）午後5時までに(1)の電子メールアドレスへ送信すること。

質問を受理した場合、質問のあった者に対しては速やかに電子メールで回答し、県のホームページ上で閲覧に供する。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年1月30日（木）午前10時

イ 場所

佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県総務部行政デジタル推進課内

なお、変更の場合は、入札参加者に対し別途連絡する。

(6) 入札書の提出方法

別に定める入札書を(5)の場所に直接持参し、又は(1)の部局に郵送すること。

なお、郵送の場合は書留郵便とし、令和7年1月29日（水）午後5時必着とする。

また、封筒に「佐賀県ガバメントクラウド共通機能運用管理補助業務委託の入札書在中」と表書きし、内封筒に入札書を封入すること。

期限を過ぎて到着した入札書は無効とし、開封は行わない。

(7) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次のいずれかに該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 入札者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、会社整理開始、更生手続開始、特別清算開始又は再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ 佐賀県の発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けたとき又は佐賀県の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止

措置要領に該当する者であることが判明したとき。

エ 自己又は自社の役員等が、2の(7)のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は2の(7)のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

オ その他本調達について、契約を履行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

(8) 入札方法に関する事項

ア 入札は、別に定める入札書により、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に別に定める委任状を提出するものとする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に100分の110を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額に110分の100を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

ウ 入札価格の表示はアラビア数字を用い、頭初に「金」を、末尾に「円」を記入し、又は頭初に「¥」の記号を、末尾に「-」の記号を付記すること。

(9) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(10) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない

い場合は延期することもあるので、事前に(1)の部局に確認すること。

(11) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者

ウ 当該競争入札について不正行為を行った者

エ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

オ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

カ 入札価格の記載において(8)のウの要件を満たさない入札書を提出した者

キ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

ク 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ケ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条（錯誤）により取り消すことが認められるものを提出した者

コ 1人で2以上の入札をした者

サ 代理人でその資格のないもの

シ 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(12) 入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(13) 入札又は開札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入

札参加者の負担とする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(14) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができるが、辞退する場合は、速やかに別に定める入札辞退届を提出すること。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

(15) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出した者であって、入札価格が佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35条。以下「規則」という。）第105条の規定により作成された予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないとき（入札価格のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合）は、直ちに再度入札を行う。ただし、郵便により入札書を提出した者が開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、改めて行う。

エ 入札は3回を限度とし、落札者がいない場合には地方自治法施行令第

167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがある。

オ 落札者となるべき者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、調査のうえ、その者を落札者としなないことがある。

なお、調査に当たっては、見積内訳書等の資料の提出を求めるものとする。

(16) 落札の無効

落札者は、落札の通知を受けた日から原則として 2 週間以内に契約書を提出しなければ、その落札は無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続並びに履行に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第 3 5 号。以下「規則」という。）第 103 条第 1 項の規定に基づき、見積金額（取引にかかる消費税額及び地方消費税額を含む金額）の 100 分の 5 以上に相当する金額の入札保証金を納付すること。ただし、同条第 3 項第 1 号に該当し証書を提出する場合又は同項第 3 号に該当する場合、入札保証金を免除する。

イ 入札保証金の納付に代えて、規則第 104 条第 1 項の規定に基づき、次の(ア)から(カ)までに掲げる価値の担保を供することができる。

- (ア) 国債又は地方債 額面金額（割引債券にあつては、時価見積額）
- (イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8以内で換算して得た金額
- (ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（電子交換所に参加している金融機関のものに限る。）
券面金額
- (エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）
- (オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額
- (カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

(3) 契約書の作成の要否 要

(4) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付すること。ただし、規則第115条第3項のいずれかに該当する場合は契約保証金の全部を免除し、又は一部を減額する。

イ 契約保証金の納付に代えて、規則第116条の規定に基づき、次に掲げる価値の担保を供することができる。

- (ア) 国債又は地方債 額面金額（割引債券にあつては、時価見積額）
- (イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発

行価額) の 10 分の 8 以内で換算して得た金額

- (ウ) 銀行又は確実に認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（電子交換所に参加している金融機関のものに限る。）

券面金額

- (エ) 銀行又は確実に認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額(手形の満期の日が当該手形を提供した日から 1 月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)

- (オ) 銀行又は確実に認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

- (カ) 銀行又は確実に認められる金融機関の保証 その保証する金額

- (5) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

- (6) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。

- (7) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。

- (8) 佐賀県政府調達苦情検討委員会から調達手続の停止等の要請があった場合は、調達手続を停止することがある。

- (9) 個人情報取扱特記事項に違反した場合は、入札参加資格停止等の措置を講ずることがある。

- (10) 本業務に従事する者又は従事していた者が、当該業務に関して知り得た個人情報を不正に提供又は盗用した場合などは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）上の罰則規定に基づき処罰されることが

ある。

- (11) 本入札執行については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、規則の定めるところによる。
- (12) 詳細は入札説明書による。
- (13) 仕様書及び附属書類の記載内容の無断転載を禁止する。
- (14) この契約の締結後において、翌年度以降の当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この契約の全部又は一部を解除できるものとする。